

平成 19 年新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る課税標準の特例《固定資産税》



新潟県中越沖地震により被災した家屋の所有者が、代替の家屋を取得した場合、取得の翌年から4年間、固定資産税が2分の1(税率1.4%)に減額されます。

たとえば、評価額が1千万円の家屋を取得したとすると、翌年の固定資産税は7万円減額されます。

特例措置の概要

1. 特例の対象者

- (1)被災家屋の所有者
- (2)被災家屋の所有者に相続が生じたときの相続人等
- (3)被災家屋の所有者と同居している3親等内の親族
- (4)被災家屋の所有者(法人)に合併が生じたときの合併後の法人

2. 特例対象の資産

- (1)被災家屋の代替で取得した家屋
(原則として被災家屋と種類が同一で使用目的または用途が同一のものであると市町村長が認めるものに限り、ます。)
- (2)被災家屋を改築した場合は、改築後の家屋

3. 取得の期間

平成19年7月16日から平成25年3月31日までの間
(なお、家屋を取得した場合、被災家屋を上記の期間内に解体や売却など処分していることが要件となりますのでご注意ください。)

4. 特例の内容

特例対象の資産について、取得・改築の翌年から4年間、固定資産税が2分の1に減額
(なお、家屋を取得した場合、被災家屋のうち処分した床面積相当部分が特例の対象の上限になります。)

5. その他

特例適用の申告に当たっては、特例適用申告書のほか「り災(被災)証明書」など場合に応じて添付書類が必要となりますので、必ず市町村の税務担当課に相談・確認をしようお願いします。

注: 都市計画税がある場合は、固定資産税と同様に減額されます。

担当部署 農林水産省経営局総務課災害総合対策室災害班
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線) 5132 直通 03-3502-6442

